

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

## 1. 相談窓口

担当部署	愛南町地域包括支援センター
連絡先	☎0895 (72) 7325 (月曜日から金曜日までの 午前8時30分から午後5時15分まで ※ ただし、祝祭日及び年末年始を除く)
苦情等担当者	
その他の苦情受付機関	愛南町高齢者支援課 ☎0895 (73) 7125 愛媛県国民健康保険団体連合会 ☎089 (968) 8700

## 2. 虐待の防止に関すること

### (1) 虐待相談窓口

担当部署	愛南町地域包括支援センター
連絡先	☎0895 (72) 7325 (月曜日から金曜日までの 午前8時30分から午後5時15分まで ※ ただし、祝祭日及び年末年始を除く)
相談等担当者	

(2) 虐待の発生及び再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

ア. 虐待の防止のための指針を整備する。

イ. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

ウ. 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

## 3. 事業所の概要

### (1) 指定介護予防支援事業所

事業所名	愛南町地域包括支援センター
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地
電話番号	☎0895 (72) 7325
営業日	月曜日から金曜日 (ただし、土日祝祭日及び年末年始を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで (緊急時は24時間体制で担当者が対応します)
介護保険指定番号等	3804000010 (平成18年4月1日指定)
サービス提供地域	愛南町全域

## (2) 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業務内容
所長	1名		総括
管理者	1名		事業所の管理運営全般・基本調査・ケアマネジメント
保健師	4名	1名	基本調査・ケアマネジメント
主任介護支援専門員	1名		基本調査・ケアマネジメント
社会福祉士	5名		基本調査・ケアマネジメント
介護支援専門員	4名		基本調査・ケアマネジメント
事務職員等	2名		介護予防支援事務等

### 3. 事業の目的及び運営方針

- (1) できる限り居宅において自立した日常生活が継続でき、生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援します。
- (2) 生活機能の維持・改善が図られるよう、目標指向型の計画を作成し、生活の質の向上に資することを意識して、支援します。
- (3) サービスの選択を尊重し、保健・医療・福祉サービスを総合的、効率的に活用し、地域における様々な取り組みと連携を図りながら、主体的な生活が送れるよう、様々な工夫をして支援を行います。
- (4) サービスの提供は、親切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし、分からないことがあれば、いつでも担当職員に質問してください。
- (5) 介護予防サービス計画書は、利用者又は家族に説明し、同意を得た後、交付します。

### 4. 提供するサービス

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 自宅を訪問し、利用者やその家族からお話を伺います。
- (3) 利用者又は家族の了解を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
- (4) サービス担当者会議等を開いて、検討します。
- (5) 介護予防サービス計画の内容、利用料、保険の適応など一切をご説明し、了解を得ます。ケアプランに位置付ける居宅サービス事業については、複数の事業所紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (6) これらの業務は法律上、利用者と契約を締結して作成します。  
※ 但し、当センターは、11. の居宅介護支援事業所に業務を委託して行うことがあります。

### 5. 業務継続計画策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。

- (1) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更していく。

## 6. 感染症の予防等について

事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じていきます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員の周知徹底を図る。
- (2) 従業員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施する。

## 7. 費用

介護保険制度又は地域支援事業費から全額支払われますので、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により介護保険制度の利用ができなくなった場合は、1か月あたりのサービス費用等の全額をお支払いいただきます。

その際、当事業所からサービス提供証明書を発行します。この証明書を愛南町に提出いただくと、全額払い戻しを受けられる場合があります。

なお、介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、必要な情報を提供しケアプランの作成等に協力した場合は、3,000円加算します。

### 1か月あたりのサービス費用

介護予防支援	初回		7,420円
	2か月目以降		4,420円
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	初回	7,420円
		2か月目以降	4,420円
	介護予防ケアマネジメントC		無料

## 8. 個人情報の保護

- (1) 利用者のサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、厳重な管理を行います。
- (2) 個人番号（マイナンバー）に係る手続きを行う場合は、利用者またはその家族の同意を得て取り扱います。また、11.の居宅介護支援事業所に業務を委託して行う場合にも、同様とします。

## 9. 担当者の変更

- (1) 利用者は、いつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- (2) 当センターは、担当職員の退職等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合は、事前に利用者又は家族の了解を得ます。

## 10. 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等及び愛南町関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

